

3 都市計画市素案の縦覧及び公聴会について

都市計画市素案については、次の場所で縦覧できます。また、皆様のご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。

(1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

| 期 間 | 場 所 | 縦覧（受付）時間 |
|---|---|------------------------|
| 平成24年9月14日（金）から 平成24年9月28日（金）まで （土日祝日を除く） | 横浜市建築局都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル14階 | 午前8時45分から 午後5時15分まで |

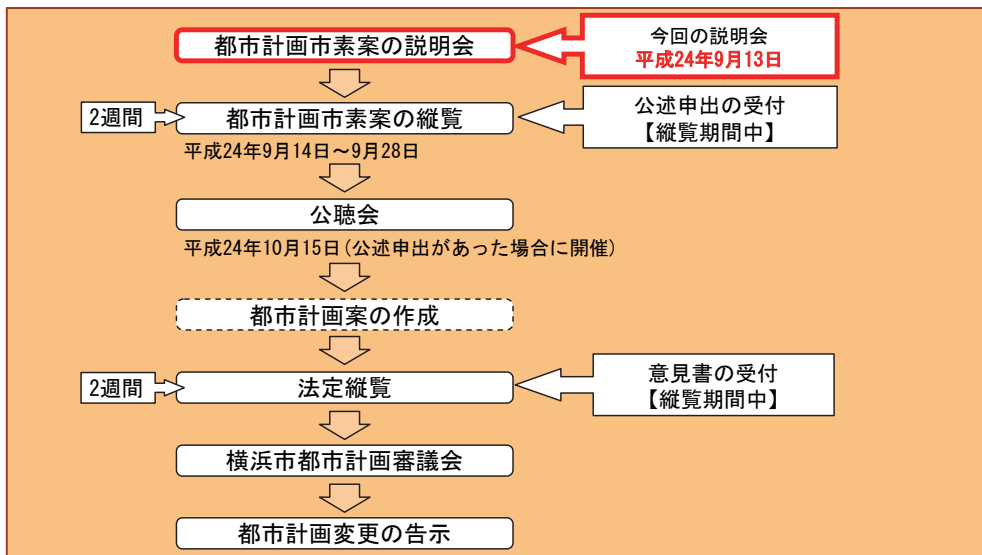
※縦覧期間中、港北区役所区政推進課で、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。（午前8時45分～午後5時）
また、都市計画課ホームページで「都市計画市素案の概要」をご覧になれます。
※公述申出書の提出は、9月28日（金）必着です。都市計画課へ郵送又は持参で提出してください。
また、都市計画課ホームページから電子申請により、公述申出をすることができます。
（公述申出書は、9月14日（金）から都市計画課、港北区役所区政推進課の窓口で配布します。都市計画課ホームページからも入手できます。）
※公述を希望する方が10名を越えた場合は抽選を行います。

(2) 公聴会の日程及び会場 ※公述申出があった場合に開催

| 開 催 日 | 時 間（予 定） | 会 場 |
|----------------|-----------|--------------------------|
| 平成24年10月15日（月） | 午後7時～午後9時 | 下田小学校コミュニティスクール （研修室） |

※公聴会の開催の有無については、10月2日（火）以降に都市計画課へお問い合わせいただくか、都市計画課ホームページでご確認ください。
※公聴会の傍聴に事前申込は不要ですので、直接会場にお越しください。

4 都市計画の手続きについて



【都市計画手続きについて】
建築局都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル14階
TEL 045-671-2657 FAX 045-664-7707
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

【道路の整備について】
道路局企画課都市計画道路担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL 045-671-2773 FAX 045-651-6527
<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/minaoshi/>

横浜市からのお知らせ

平成24年8月



都市計画道路宮内新横浜線及び高田日吉線の都市計画市素案について ～説明会を開催します～

1 説明会の開催について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度から将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。

このうち今回は、都市計画道路宮内新横浜線及び高田日吉線の変更を行います。つきましては、変更内容、今後の手続きなどについて説明会を開催します。なお、当該道路の整備については、事業着手前に改めて説明会を開催します。

| 開 催 日 | 時 間（予 定） | 会 場 |
|---------------|-----------|--------------------------|
| 平成24年9月13日（木） | 午後7時～午後9時 | 下田小学校コミュニティスクール （研修室） |

会場案内図



拡大図



※事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。
質疑等の状況により終了時間が早まる場合があります。
※車での来場はご遠慮ください。

2 都市計画変更の理由

宮内新横浜線は、港北区下田町六丁目（川崎市界）を起点とし、港北区新横浜二丁目を終点とする延長約6,510m、代表幅員22m、4車線（一部6車線）の幹線街路です。

また、高田日吉線は、港北区高田町（川崎市界）を起点とし、港北区日吉町（川崎市界）を終点とする延長約4,050m、代表幅員15mの幹線街路です。

当該箇所については、昭和47年3月10日に都市計画変更を行っていますが、川崎市側と線形が不整合となったまま、今日に至っています。

見直しの素案公表後、詳細な調査や関係機関との協議を行った結果、本市で線形変更を行い、整合を図ります。

この『お知らせ』は、変更区間の都市計画線から概ね50mの範囲の地域の皆さまにお配りしています。

都市計画市素案の概要



【 都市計画変更の概要 】
 3・5・11号高田日吉線
 ○延長及び車線数

| | 変更前 | 変更後 |
|-----|---------|---------|
| 延長 | 約4,050m | 約4,080m |
| 車線数 | 未決定 | 2車線 |

○起点の位置及び区域（図面を参照）

【凡例】

- 変更区間 (—— 変更前)
- 未整備の都市計画道路
- - - - 市界
- · - · 町界
- ▬▬▬▬ 主な道路

【今回の都市計画変更に伴う関連事項について】

◎建築許可について
 都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を得る必要があります。（今回の都市計画変更の手続きにより、新たに都市計画施設の区域に追加された場合は、この許可を得る必要があります。都市計画施設の区域から除外された場合は、この許可を得る必要はなくなります。）

◎用途地域について
 今回変更する宮内新横浜線の区間には、沿道型の用途地域等が指定されていますが、沿道の土地利用等を調査した結果、既に現行用途地域等に基づく土地利用が進んでいることを考慮し、現行の用途地域等の変更は行わない予定です。

【 都市計画変更の概要 】
 3・3・24号宮内新横浜線
 ○起点の位置及び区域（図面を参照）

下田町交差点

説明会会場
 下田小学校
 コミュニティスクール